

函館市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 2 月 2 7 日

函館市長 大 泉 潤

#### 函館市規則第 4 号

函館市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

函館市児童福祉法施行細則（平成 1 7 年函館市規則第 8 2 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の 2 第 1 項中「別記第 7 号様式の 2」を「市長が別に定める様式」に改め、同条第 2 項中「別記第 7 号様式の 3 の」を「市長が別に定める」に改める。

第 6 条の 3 第 1 項中「別記第 7 号様式の 4」を「市長が別に定める様式」に改め、同条第 2 項中「別記第 7 号様式の 5 の」および「別記第 7 号様式の 6 の」を「市長が別に定める」に改め、同条第 3 項中「別記第 7 号様式の 7」を「市長が別に定める様式」に改める。

第 6 条の 4 第 1 項中「別記第 7 号様式の 8 の」を「市長が別に定める」に改める。

第 6 条の 5 第 1 項中「別記第 7 号様式の 9」を「市長が別に定める様式」に改める。

第 6 条の 6 第 1 項中「別記第 7 号様式の 1 0 の」を「市長が別に定める」に改め、同条第 2 項中「別記第 7 号様式の 1 0」を「前項」に改める。

第 6 条の 7 中「別記第 7 号様式の 1 1 の」を「市長が別に定める」に改める。

第 6 条の 8 第 1 項中「別記第 7 号様式の 1 2」を「市長が別に定める様式」に改め、同条第 2 項中「別記第 7 号様式の 1 3 の」を「市長が別に定める」に改める。

第 6 条の 9 第 1 項中「別記第 7 号様式の 1 4 の」を「市長が別に定める」に改める。

第6条の10第1項中「別記第7号様式の15」を「市長が別に定める様式」に改め、同条第2項中「別記第7号様式の16の」を「市長が別に定める」に改める。

第6条の11第1項中「別記第7号様式の17」を「別記第7号様式の2」に改め、同条第2項中「別記第7号様式の18」を「別記第7号様式の3」に、「別記第7号様式の19」を「別記第7号様式の4」に改め、同条第3項中「別記第7号様式の20」を「別記第7号様式の5」に、「別記第7号様式の21」を「別記第7号様式の6」に改め、同条第4項中「別記第7号様式の22」を「別記第7号様式の7」に、「別記第7号様式の23」を「別記第7号様式の8」に改める。

第6条の12第1項中「別記第7号様式の24」を「市長が別に定める様式」に改め、同条第2項中「別記第7号様式の25の」を「市長が別に定める」に改め、同条第3項中「別記第7号様式の26の」を「市長が別に定める」に改め、同条第4項中「別記第7号様式の25」を「第2項」に改め、同条第5項中「別記第7号様式の27の」を「市長が別に定める」に改め、同条第6項中「別記第7号様式の28の」を「市長が別に定める」に改める。

別記第7号様式の2から別記第7号様式の16までを削り、別記第7号様式の17を別記第7号様式の2とし、別記第7号様式の18から別記第7号様式の23までを15様式ずつ繰り上げる。

別記第7号様式の24から別記第7号様式の28までを削る。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和8年3月2日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の別記第7号様式の2、別記第7号様式の4、別記第7号様式の10、別記第7号様式の12、別記第7号様式の15および別記第7号様式の24の規定に基づき提出されている申請書ならびに改正前の別記第7号様式の7および別記第7号様式の8の規定に基づき交付されている受給者証は、改正後の函館市児童福祉法施行細則の相当規定により提出された申請書および同規則の相当規定により交付された受給者証とみなす。